

更新申請について

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護サービスの質を確保するため、事業者が指定基準を遵守しているかを定期的に確認する指定の更新制（6年間）が導入されました。

一定期間（6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなります。

1 更新制度の対象となる事業所

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所（介護保険法第71条、第72条、第115条の11及び介護保険法施行法第4条の規定により、指定があったものとみなされた事業所を除きます。）

2 指定の有効期間

指定日より6年を経過する日までとなります。なお、指定の効力を引き続き有効にするためには、有効期間満了日までに更新手続を行わなければなりません。

（例）指定の有効期間満了日の具体例

指定日		有効期間満了日
平成28年9月1日	⇒	令和4年8月31日
平成29年1月1日	⇒	令和4年12月31日
平成30年4月1日	⇒	令和6年3月31日

3 更新に必要な書類

更新申請書類はサービス事業所ごとに必要です。

（例）法人が訪問介護事業と通所介護事業を行っている場合、

更新申請書類は2サービスそれぞれごとに作成する必要があります。

	指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者	指定居宅介護支援事業者
1	更新申請書	更新申請書
2	各サービスに対応した付表	付表13及び別紙
3	申請日の前月の勤務予定（実績） 一覧表	申請日の前月の勤務予定（実績） 一覧表
4	誓約書（参考様式9-1）	誓約書（参考様式9-2）
5	返信用封筒（切手を貼付）	返信用封筒（切手を貼付）

4 指定更新に伴う関係法令

介護保険法第 70 条の 2、第 79 条の 2、第 115 条の 11

介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法その他、事業を行うについて順守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。

5 手続の方法

更新の申請受付にあたっては、本市から更新についての案内文書を順次送付します。案内に記載している期間内に、郵送にて更新手続きを行ってください。